

信書便管理規程の変更の認可について
(総務大臣諮問第 1006号)

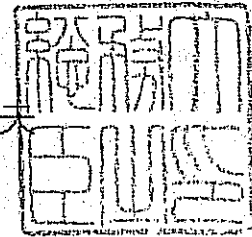


諮問第1006号
平成20年 9月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣

鳩山 邦夫



諮 問 書

株式会社ナショナルヤガタ（代表取締役 矢形 修己）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条において準用する同法第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり信書便管理規程の変更の認可申請があった。その概要は別紙1のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙2）のとおりであり、同条第2項の規定に適合しているものと認められる。よって、同条第1項の規定に基づき認可することとしたい。

上記について諮問する。

信書便管理規程の変更の認可申請の概要

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者		(株)ナショナルヤガタ
1	信書便管理規程の目的	○
2	信書便管理者の選任等	
	(1) 選任	○
	(2) 職務	○
3	信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法	
	(1) 作業方法の遵守	○
	(2) 引受け	○
	(3) 送達の途中における滅失及びき損の防止の措置等	○ (送達手段として二輪自動車等を使用する場合の措置を追加)
	(4) 配達	○ (送達手段として公共交通機関を使用する場合の措置を追加)
	(5) 転送・還付	○
	(6) 還付できない信書便物の管理	○
	(7) 事業場内の作業	○
(8) 顧客情報の管理	○ (個人情報保護ガイドライン施行に伴う規定ぶりの変更)	
4	事故発生時の措置	
	(1) 事故発生時の措置	○
	(2) 捜査機関による捜査への協力	○
5	教育及び訓練	
	(1) 教育及び訓練の実施	○
	(2) 教育及び訓練の内容	○

信書便管理規程の変更の認可申請の審査結果の概要

信書便管理規程の変更の認可申請のあった者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

項 目	審査概要	適否
1 信書便管理者の選任等		
(1) 選任	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 職務	従前と同様であり変更はない。	—
2 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法		
(1) 作業方法の遵守	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 引受け	従前と同様であり変更はない。	—
(3) 送達の途中における滅失及びき損の防止の措置等	追加された送達手段（二輪自動車、原動機付自転車及び公共交通機関）に応じた秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。	適
(4) 配達	追加された送達手段（公共交通機関）に応じた秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。	適
(5) 転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
(6) 還付できない信書便物の管理	従前と同様であり変更はない。	—
(7) 事業場内の作業	従前と同様であり変更はない。	—
(8) 顧客情報の管理	個人情報法保護ガイドライン施行に伴い、規定ぶりの整合性を図るための修正を行っており、秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められている。	適
3 事故発生時の措置		
(1) 事故発生時の措置	従前と同様であり変更はない。	—
(2) 捜査機関への協力	従前と同様であり変更はない。	—
4 教育及び訓練	従前と同様であり変更はない。	—
5 その他特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護をするものとして適当なものであること		
	従前と同様であり変更はない。	—